

○保護者の皆さんへ

下川町いじめ防止対策推進条例が4月から施行されます。

下川町では、いじめの防止等の対策を行うことにより、児童生徒の皆さんが安心して生活し、健やかに成長できる環境をつくることを目的として条例を作りました。

学校をはじめ、家庭や地域の方々がみんなで協力して、いじめのない町づくりを進めていきます。

○ いじめとは

いじめとは、いやがらせや仲間はずれ、叩いたり蹴ったりなどの暴力、パソコンや携帯電話、ゲーム機等を使っての悪口など、その子がいやな思いをして苦しんだり、悲しんだりしてしまうことです。

いじめは、学校だけでなく、塾や習い事、外で遊んだりしている時など、全ての時間が当てはまります。

○ 保護者の責務

条例では、学校や教職員の責務のほか、保護者の責務を規定しています。家庭では、お子さんに対し、いじめを行うことのないよう、規範意識や他人を思いやる心を養うようお願いいたします。

また、学校は大切なお子さんをいじめから徹底して守り通す責務がありますので、お子さんがいじめに悩んでいたら、迷わず学校や教育委員会などに相談してください。

○ いじめに対する学校の措置

学校は、子どもを徹底して守り、いじめの早期解決に向けて速やかに取り組みます。また、いじめと疑われる行為を見逃さずに、速やかにいじめの事実を確認し、その結果を教育委員会に報告します。そして、いじめを受けた子どもとその保護者への支援、いじめを

行った子どもへの指導及び支援、その保護者への助言を行います。

また、いじめの防止のために道徳教育や体験活動などを充実します。

○ 教育委員会が取り組むこと

いじめの相談を行うことのできる体制を整備します。

また、教育委員会は、学校において、いじめの事実が隠ぺいされず、いじめの実態の把握、いじめに対する措置が適切に行われるようにします。

○ いじめかなと思ったら

我が子や他の児童生徒が、いじめを受け、学校や先生に相談できない場合、下記の相談窓口にご相談してください。

相談窓口	電話番号	相談時間
下川町教育委員会 教育課 総務グループ	4-2511	月～金 8:30～17:15
上川教育局	0166-46-5243	月～金 8:45～17:30
道立教育研究所	0120-3882-56	毎日 24 時間
道立教育研究所 メール相談	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
教育相談電話(子ども専用フリーダイヤル)	0120-3882-86	月～金 10:00～17:00
道立特別支援教育センター 教育相談電話	011-612-5030	月～金 9:00～17:00

※下川町いじめ防止対策推進条例及び施行規則、下川町いじめ防止基本方針につきましては、各学校、情報コーナー(役場、公民館、ハピネス)で閲覧できます。